

佐賀県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十三年二月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字大串字一本黒木一三九三の四三、一五三五の四五、一五三五の四七、一五三五の六九、一五三五の七六、一五三五の八九、一五三五の九〇、一五三五の一〇三、一五三五の一〇四、字三本松七五三の一、七五三の七一、七五三の七二、富士町大字麻那古字下嶽二六八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。